

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道20号西府町・谷保電線共同溝PFI事業

- ・ 「国道20号西府町・谷保電線共同溝PFI事業」の実施方針等について、令和5年8月31日までに寄せられた質問・意見への回答を公表します。
- ・ 質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。
- ・ 各質問・意見への回答は、現時点での関東地方整備局の考え方を示したものです。実施方針等の内容について、加筆・訂正等を行う場合は、適宜、改定版等を提示しますのでご注意ください。

令和5年9月29日

国土交通省 関東地方整備局

国道20号西府町・谷保電線共同溝PFI事業 実施方針に係る意見回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	17	第2	6	(4) ① ④	工事企業の参加資格要件	<p>①関東地方整備局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。.)における令和5・6年度「アスファルト舗装工事A等級」の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること」とありますが、過去の電線共同溝PFI事業では、参加要件を「A等級」に限定した例はありません。</p> <p>また、電線共同溝整備を行う上で、「アスファルト舗装工事A等級」のみとする必要性に疑問がありますし、貴局発注事業の国道1号東小磯電線共同溝PFI事業の参加資格要件は「アスファルト舗装工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること」となっております。</p> <p>以上より、本事業も同様の「アスファルト舗装工事の認定を受けていること」に変更をお願いします。</p> <p>P.19のカ.④「既存ストックを活用する工事を行う者」の条件についても同様です。</p>	<p>実施に関する方針の第2.6.(4)①及び④アについて、参加要件を「A等級」に限定しない形へ実施方針を修正します。</p>

国道20号西府町・谷保電線共同溝PFI事業の実施に関する方針等の訂正表（令和5年9月29日）

令和5年9月5日に公表した「国道20号西府町・谷保電線共同溝PFI事業 実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下の通り訂正する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
1	実施方針	4	第1	1	(8)※2	事業スケジュール	※2 ※1の工期短縮の提案により、整備業務期間が短縮された場合においても、維持管理期間は15年間とし、事業完了時期を早めるものとする。	※2 ※1の工期短縮の提案により、整備業務期間が短縮された場合においては、維持管理期間も工期短縮を可能とする。ただし、短縮期間は整備業務期間の短縮年数を上限とし、事業完了時期を早められるものとするが、詳細は関東地方整備局と協議するものとする。（例：整備業務期間で2年間工期短縮の提案があった場合、維持管理期間も2年間まで工期短縮）
2	実施方針	17	第2	6	(4)①	工事企業の参加資格要件	① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度「アスファルト舗装工事A等級」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（以降、省略）	① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（以降、省略）
3	実施方針	19	第2	6	(4)④	工事企業の参加資格要件	ア 関東地方整備局における令和5・6年度「アスファルト舗装工事A等級」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。	ア 関東地方整備局における令和5・6年度「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
4	要求水準書(案)	3	第1	7	(5)②	事業期間	②維持管理業務：本施設の完成・引渡し～令和35年3月末（約15年間） なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務・工事業務の期間を短縮することができる。ただし、維持管理期間の15年は変更しない。	②維持管理業務：本施設の完成・引渡し～令和35年3月末（約15年間） なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務・工事業務の期間を短縮することができる。また、維持管理期間についても提案した調査・設計業務・工事業務の短縮年数を上限とし、事業完了を早められるものとするが、詳細は関東地方整備局と協議するものとする。